

平成22年度国土交通省関係税制改正要望（主要事項）の結果概要

平成21年12月22日

I. 豊かな暮らしの実現

1. 眠れる金融資産を活用した住宅取得の促進

住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大

○眠れる金融資産を活用し、若年世代等の住宅取得を支援するため、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税枠を平成22年に1,500万円、平成23年に1,000万円に拡大

2. 住まいの質の向上

長期優良住宅普及促進税制（登録免許税・固定資産税・不動産取得税）の延長

○質の高い住宅の供給及び住宅の長寿命化を推進するため、認定長期優良住宅に係る特例措置を2年延長

新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長

○住宅取得者の初期負担軽減を通じた良質な住宅ストックの形成と居住水準向上のため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年延長

特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置（所得税・個人住民税）の延長

○多様なライフステージに応じた円滑な住替えを支援し、居住水準の向上、良質な住宅ストックの形成を図るため、特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置について、譲渡資産に係る対価の額が2億円以下であることの要件を追加した上、その適用期限を2年延長

3. バリアフリー化の推進

交通バリアフリー化促進税制の延長

○鉄道駅エレベーター、ノンステップバス、バリアフリー対応型航空機、LRV等の整備の際の負担軽減措置（法人税、固定資産税、不動産取得税等）を1年延長

住宅に係るバリアフリー改修促進税制（固定資産税）の延長

○高齢者等が安心して自立して暮らせるように、バリアフリー化の費用負担を軽減するための特例措置を3年延長

II. 我が国の活力・成長力の強化

1. 成長力・国際競争力の強化

スーパー中核港湾の外貿埠頭公社及び指定会社等（公社の民営化会社）に係る特例措置の延長及び創設

○スーパー中核港湾の外貿埠頭公社及び指定会社等の大規模コンテナ埠頭等に係る固定資産税

等の特例措置を3年延長するとともに新たに特例措置を創設

関西国際空港・成田国際空港株式会社に係る特例措置の延長

○関西国際空港(株)に係る登記の特例措置を1年延長及び成田国際空港(株)の固定資産に係る特例措置を2年延長

国際船舶の登記に係る特例措置の延長

○国際船舶の所有権保存登記等に係る登録免許税の軽減措置を2年延長

2. 地域の自立・活性化

地方航空路線維持のための航空機に係る特例措置の延長及び拡充

○地方航空ネットワーク維持を図るため、国内線航空機に係る特例措置（固定資産税）について、主に地方路線に用いられる航空機を対象に優遇措置を中型機まで拡大し、軽減期間・軽減率を拡充のうえ2年延長

住宅以外の家屋に係る特例措置の延長

○都市機能維持・増進を通じた地域活性化のため不動産取得税の特例措置を対象地域と用途を見直しのうえ2年延長

中小企業投資促進税制の延長

○中小企業者のトラック、船舶、機械等の設備投資を促進するための特例措置を2年延長

運輸事業振興助成交付金制度の継続

○軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続

Jリート及びSPCに係る登録免許税の特例措置の延長

○不動産証券化を推進し、地域経済の活性化、優良な都市ストックの形成・維持及び資産デフレの防止を図るため、Jリート・SPCに係る特例措置について、倉庫を適用除外とし、税率を段階的に引き上げた上で、3年延長

III. 低炭素社会の構築

省エネ・グリーン化の推進

自動車グリーン税制の延長及び拡充

○プラグインハイブリッド車を新たに対象とするなど所要の見直しのうえ、環境性能に応じた特例措置（自動車税、自動車取得税）を延長するほか、小型トラック等についてエコカー減税の対象とするなど、グリーン化を推進

住宅に係る省エネ改修促進税制（固定資産税）の延長

○窓の二重サッシ化等の省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の特例措置を3年延長

鉄道貨物輸送の効率化のための設備等に係る特例措置の延長

○鉄道貨物輸送の効率化のために取得等する設備等に係る固定資産税の特例措置を2年延長

IV. 国民の安全・安心の確保

1. 地震対策の推進

鉄道駅の耐震補強工事に係る特例措置の延長

○国の補助金を受けて緊急に実施する鉄道駅の耐震補強工事に係る負担軽減措置（固定資産税）を1年延長

2. 水害・土砂災害対策の推進

雨水貯留浸透施設に係る特例措置の延長

○浸水被害防止のため設置する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例措置を2年延長

高規格堤防整備に伴う建替家屋に係る特例措置の延長

○高規格堤防整備事業の実施により家屋の移転を余儀なくされた者に対する不動産取得税の特例措置を2年延長

平成22年度
国土交通省関係税制改正要望
主要項目 結果概要



国土交通省

平成 21 年 12 月

国 土 交 通 省

平成22年度国土交通省税制改正要望 主要項目 結果概要

I 豊かな暮らしの実現

1. 眠れる金融資産を活用した住宅取得の促進
住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大
2. 住まいの質の向上
 - (1) 長期優良住宅普及促進税制の延長
 - (2) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
 - (3) 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延長
3. バリアフリー化の推進
 - (1) 交通バリアフリー化促進税制の延長
 - (2) 住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長

II 我が国の活力・成長力の強化

1. 成長力・国際競争力の強化
 - (1) スーパー中枢港湾の外貿埠頭公社及び指定会社等（公社の民営化会社）に係る特例措置の延長及び創設
 - (2) 関西国際空港株式会社に係る登記についての特例措置の延長
 - (3) 成田国際空港株式会社の固定資産に係る特例措置の延長
 - (4) 国際船舶の所有権保存登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長
2. 地域の自立・活性化
 - (1) 地方航空路線維持のための航空機に係る特例措置の延長及び拡充
 - (2) 住宅以外の家屋に係る特例措置の延長
 - (3) 中小企業投資促進税制の延長
 - (4) 運輸事業振興助成交付金制度の継続
 - (5) Jリート及びSPCに係る登録免許税の特例措置の延長

III 低炭素社会の構築

省エネ・グリーン化の推進

- (1) 自動車グリーン税制の延長及び拡充
- (2) 住宅に係る省エネ改修促進税制の延長
- (3) 鉄道貨物輸送の効率化のための設備等に係る特例措置の延長

IV 国民の安全・安心の確保

1. 地震対策の推進
鉄道駅の耐震補強工事に係る特例措置の延長
2. 水害・土砂災害対策の推進
 - (1) 雨水貯留浸透施設に係る特例措置の延長
 - (2) 高規格堤防整備に伴う建替家屋に係る特例措置の延長

I 豊かな暮らしの実現

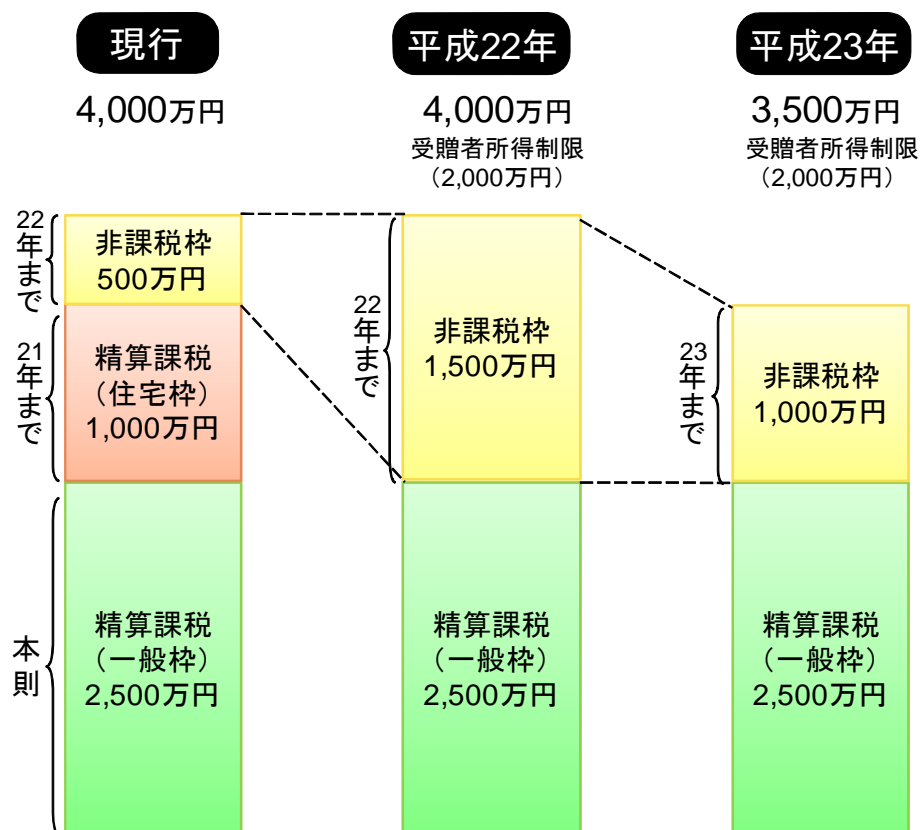
1 眠れる金融資産を活用した住宅取得の促進

住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大（贈与税）

厳しい経済情勢の下、住宅着工戸数が低水準で推移する状況を踏まえ、高齢者の保有する眠れる金融資産を活用し、若年世代等の住宅取得を支援するため、住宅取得等資金に充てるための贈与税について、以下の措置を講じる。

- ・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置について、非課税枠を平成22年に1,500万円、平成23年に1,000万円に拡大する。
- ・住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の一般枠2,500万円について、65歳未満の親からの贈与も対象とする特例措置を2年延長する。

【現行の制度と拡充後の制度】



<政策の目標>

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率
42% (H15) → 50% (H22) [全国]
37% (H15) → 50% (H27) [大都市圏]

2 住まいの質の向上

(1) 長期優良住宅普及促進税制の延長（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）

質の高い住宅の供給及びその長期使用により、国民の多様な住宅ニーズを満たす良質な住宅ストックを形成して豊かな住生活の実現を図るため、長期優良住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置を2年延長する。

- 登録免許税：税率を一般住宅特例より引下げ
 - ・所有権保存登記： 0.1%（一般住宅特例：0.15%、本則：0.4%）
 - ・所有権移転登記： 0.1%（一般住宅特例：0.3%、本則：2.0%）
- 不動産取得税：課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額
 - ・1300万円控除（一般住宅特例：1200万円控除）
- 固定資産税：新築住宅に係る減額措置の適用期間を一般住宅より延長
 - ・戸建て：5年間1/2減額（一般住宅特例：3年間1/2減額）
 - ・マンション：7年間1/2減額（一般住宅特例：5年間1/2減額）

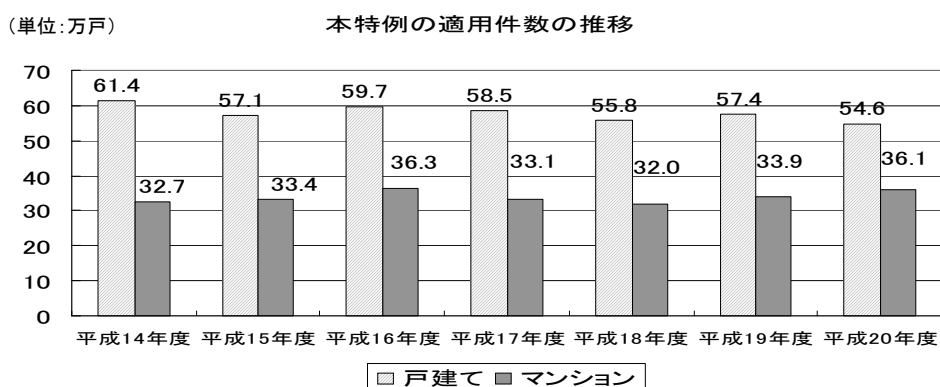
<政策の目標>

滅失住宅の平均築後年数 約30年（H15）→ 約40年（H27）

(2) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長（固定資産税）

住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅ストックの形成と居住水準の向上を図るため、新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、適用期限を2年延長する。併せて、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していく。

- 固定資産税：120㎡相当部分につき、3年間（マンションは5年間）1/2減額



<政策の目標>

住宅の耐震化率

75%（H15）→ 90%（H22）

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率

42%（H15）→ 50%（H22）[全国]

37%（H15）→ 50%（H27）[大都市圏]

(3) 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延長（所得税、個人住民税）

多様なライフステージに応じた円滑な住替えを支援し、居住水準の向上、良質な住宅ストックの形成を図るため、特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であることの要件を追加した上、その適用期限を2年延長する。

＜政策の目標＞

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率

42%（H15）→ 50%（H22）[全国]

37%（H15）→ 50%（H27）[大都市圏]

一定のバリアフリー化率 29%（H15）→ 75%（H27）

高度のバリアフリー化率 6.7%（H15）→ 25%（H27）

※一定のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当

高度のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当

3 バリアフリー化の推進

(1) 交通バリアフリー化促進税制の延長

1. 交通バリアフリー設備の特別償却制度の延長（所得税、法人税）

高齢者・障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための駅（停留場を含む）のバリアフリー化工事や低床型路面電車・バス・航空機（車両等）の導入を促進するため、バリアフリー設備（駅に設置されるエレベーター）やバリアフリー設備（乗降用リフト、乗降用スロープ、可動式ひじ掛け等）を有する車両等に係る特別償却制度の適用期限を1年延長する。

○所得税・法人税：

- ・ 既設の駅に設置されたエレベーター 特別償却15%
- ・ 低床型路面電車、ノンステップバス、リフト付バス、
バリアフリー対応型航空機 特別償却20%

・ 駅(エレベーター)



・ 低床型路面電車



・ ノンステップバス



・ リフト付バス



・ バリアフリー対応型航空機（可動式ひじ掛け、障害者用トイレ）

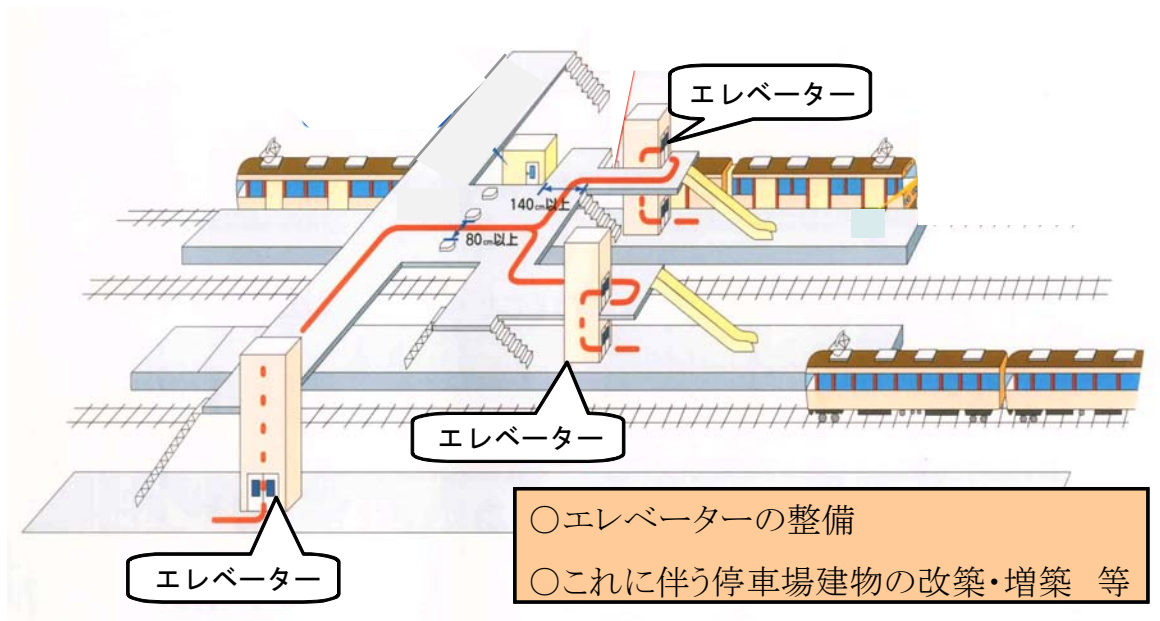


2. 駅のバリアフリー化のための改良工事により取得した施設に係る特例措置の延長（不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

高齢者・障害者等が鉄道駅を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者等が駅のバリアフリー化のための改良工事により家屋及び償却資産を取得した場合の特例措置の適用期限を1年延長する。

○不動産取得税：課税標準 1 / 6 控除

○固定資産税・都市計画税：課税標準 5年間 2 / 3



3. 低床型路面電車に係る特例措置の延長（固定資産税）

高齢者・障害者等が路面電車を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者が低床型路面電車を取得した場合の固定資産税の特例措置の適用期限を1年延長する。

○固定資産税：課税標準 5年間 1 / 4



<政策の目標>

段差解消をした旅客施設の割合：67.5%（H19年度）→ 100%（H22年度）

低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合

：37.5%・20.3%（H19年度）→ 65%・30%（H22年度）

バリアフリー化された鉄軌道車両、航空機の割合

：26.5%・59.9%（H19年度）→ 50%・65%（H22年度）等

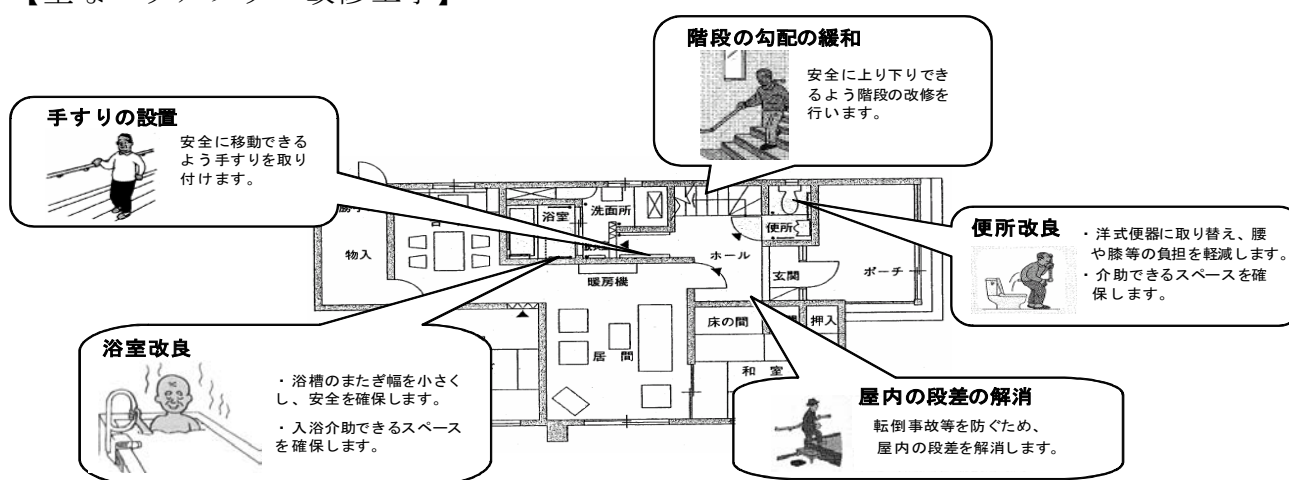
(2) 住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長（固定資産税）

住生活基本法の基本理念を踏まえ、高齢者等が安心して快適に自立した生活を送ることができる環境の整備を促進し、高齢者等の居住の安定の早期確保を図るため、一定の者*が居住する家屋のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置について、適用期限を3年延長する。併せて、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していく。

※ α)65歳以上の者、β)要介護又は要支援の認定を受けている者又はγ)障害者

○固定資産税：100㎡相当部分につき、翌年度分1／3減額

【主なバリアフリー改修工事】



【高齢者の居住する住宅におけるバリアフリー化実施率】

		全体	持家	借家	高齢居住
住戸内(専用部分)	A手すり(2ヶ所以上)	15.3%	21.5%	5.9%	23.9%
	B段差のない屋内	13.1%	17.0%	7.2%	13.2%
	C廊下幅が車椅子通行可	12.6%	17.2%	5.7%	16.7%
	ABCいずれかに対応	25.5%	34.5%	11.9%	34.3%
	A又はBに対応(一定対応)	21.6%	29.3%	10.0%	28.9%
	ABC全て対応(3点セット)	5.4%	7.3%	2.6%	6.7%

出典：総務省『住宅・土地統計調査(平成15年)』

<政策の目標>

一定のバリアフリー化率 29% (H15) → 75% (H27)

高度のバリアフリー化率 6.7% (H15) → 25% (H27)

※一定のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当

高度のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当

Ⅱ 我が国の活力・成長力の強化

1 成長力・国際競争力の強化

(1) スーパー中枢港湾の外貿埠頭公社及び指定会社等（公社の民営化会社）に係る特例措置の延長及び創設（固定資産税、都市計画税）

スーパー中枢港湾において外貿埠頭公社の民営化を促進するために、外貿埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る特例措置の適用期限を3年延長するとともに、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が国の補助又は無利子貸付けを受けて取得した一定のコンテナ埠頭に係る特例措置を創設する。

【外貿埠頭公社が所有する一定のコンテナ埠頭】

○固定資産税・都市計画税

取得時期	課税標準 (平成22、23年度)	課税標準 (平成24年度)
旧公団から承継	3 / 5 に軽減	4 / 5 に軽減
～平成10年3月31日	1 / 2 に軽減	2 / 3 に軽減

【指定会社等が国の補助金の交付又は無利子貸付けを受けて平成24年3月31日までに取得する一定のコンテナ埠頭】

○固定資産税・都市計画税：課税標準 1 / 2 に軽減（取得後10年間）

<政策の目標>

国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率：H19年度比5%減（H24年度）

港湾コスト：約3割低減（H14年度比）、リードタイム：1日程度への短縮

(2) 関西国際空港株式会社に係る登記についての特例措置の延長（登録免許税）

関西国際空港の整備を円滑に行い、我が国の国際競争力の確保を図るため、関西国際空港株式会社（以下「関空会社」という。）及び関西国際空港用地造成株式会社（以下「用地造成会社」という。）の登記に対する登録免許税の免税措置を軽減措置としたうえ、その適用期限を1年延長する。

【資本の増加に係る商業登記】

- ・ 関空会社が行う資本の増加（政府出資分のみ）に係る登記
1000分の1（本則1000分の7）

【土地に係る不動産登記】

- ・ 関空会社が行う基本施設（誘導路・エプロン等）の用に供する土地についての所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定に係る登記
所有権移転登記：1000分の3（本則1000分の20）
地上権・賃借権設定登記：1000分の1.5（本則1000分の10）
- ・ 用地造成会社が行う基本施設（誘導路・エプロン等）の用に供する土地についての所有権の保存登記
1000分の0.5（本則1000分の4）

(3) 成田国際空港株式会社の固定資産に係る特例措置の延長（固定資産税・都市計画税）

成田国際空港については、国際競争力の強化を図る観点から、空港容量拡大に必要な設備投資を確実に実施し、発着回数30万回に向けた取り組みを推進するため、成田国際空港株式会社が所有する業務用固定資産に係る課税標準の特例措置を4分の3（現行の3分の2）としたうえ、その適用期限を2年延長する。

○固定資産税・都市計画税：課税標準 4分の3

(4) 国際船舶の所有権保存登記等に係る特例措置の延長（登録免許税）

我が国の市場経済、貿易活動、国民生活を支える基盤である外航海運において、競争力ある形で安定的に国際海上輸送の維持・確保を図る観点から、その中核となるべき日本籍船のうち、特に技術革新等に対応した質の高い船舶である国際船舶の安定的な確保を図るため、国際船舶の所有権保存登記等に係る特例措置を1000分の3（現行1000分の2.5）としたうえ、その適用期限を2年延長する。

○登録免許税

所有権保存登記、抵当権設定登記：1000分の3（本則1000分の4）

<政策の目標>

国際船舶の隻数：95隻（H20年度）→ 約150隻（H23年度）

2 地域の自立・活性化

(1) 国内線に就航する航空機に係る特例措置の延長及び拡充（固定資産税）

国内線における競争の激化や航空需要が減退している中、安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図るため、国内線航空機に係る軽減措置を拡充のうえ、その適用期限を2年延長する。

○課税標準の特例措置の拡充

200トン以上の航空機：最初の3年間2／3に軽減
（現行130トン）

200トン未満の航空機：最初の5年間2／5に軽減
（現行130トン）（現行1／2）

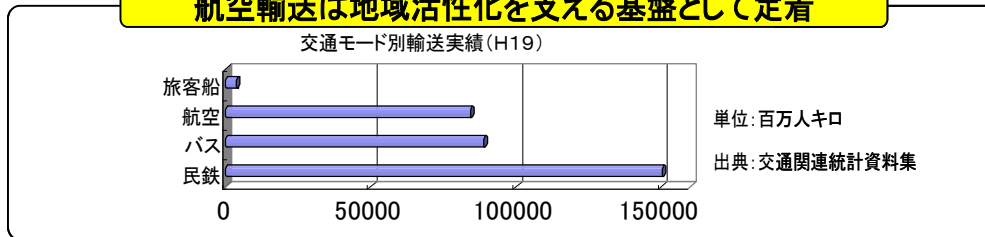
※地方路線就航時間割合が2／3以上のものに適用（割合が2／3未満のものは最初の3年間2／3に軽減）

○適用期限を平成24年3月31日まで2年延長

<政策の目標>

地方路線数の維持率（対前年度比）：94%（H20年度）→ 100%（H23年度）

航空輸送は地域活性化を支える基盤として定着



航空会社を巡る経営環境の変化

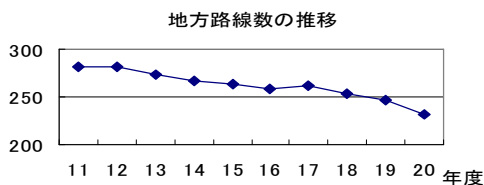
- 国内路線における競争の激化
- 欧米・アジア企業との国際的な競争の激化
- 世界的な景気後退に伴う航空需要の減退

需要に見合った機材の導入促進

- 地方路線では需要に見合った機材が必要
- 中型機(200～130t)は飛行時間の約2／3が地方路線で、地方路線維持に不可欠
- 低需要路線ではリージョナル機(50t未満)の導入が有効
- さらに羽田空港再拡張で発着回数が増加
30.3万回 → 40.7万回

路線維持のための支援が必要

- 地方路線は需要規模が小さく採算性が低い
- 近年、地方路線からの撤退が顕在化



中・小型機の導入促進の強化が必要

- 機材の維持に伴って発生するコストを軽減する特例措置により、新規機材導入のインセンティブを付与することが効果的

安定的な航空輸送サービス・地方航空ネットワークの維持には、機材の維持に伴って発生するコストの軽減措置の拡充(対象機材、軽減期間等)が必要

(2) 住宅以外の家屋に係る特例措置の延長（不動産取得税）

都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域及び都市再生整備計画の区域並びに中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地の区域において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（当該家屋の価格の10分の1に相当する額を価格から控除）について、対象地域から認定中心市街地を、対象用途から料理店・遊技場・公衆浴場を除外したうえ2年延長する。

<政策の目標>

都市機能更新率※ 36.9%（H20年度）→ 41%（H25年度）

※再開発を促進すべき一定の地区における4階建て以上の建築物の宅地面積の割合

(3) 中小企業投資促進税制の延長（所得税、法人税、法人住民税）

中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者がトラック（車両総重量3.5t以上）、内航貨物船（所得価額の75%が対象）、機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度の適用期限を2年延長する。

○所得税・法人税：特別償却30%又は税額控除7%

（対象設備：トラック、内航貨物船、機械装置、器具備品、ソフトウェア）

○ 昨年は燃油価格の高騰によるコスト増、最近は景気悪化による荷動きの減少等により、トラック事業、内航海運業等の経営は極めて厳しい状況。

○ 貨物車両の平均使用年数は増加傾向、内航貨物船は老朽化が進行

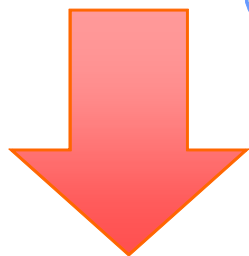
・トラックの平均使用年数

〈 10.92(平成14年) → 11.47(平成18年) → 11.72(平成20年) 〉

・内航貨物船の老朽化率(船齢14年以上)

〈 48%(平成14年) → 61%(平成18年) → 69%(平成20年) 〉

トラック車両、内航貨物船等の導入・代替の促進



- ・ トラックの代替促進により、環境負荷の軽減等に寄与
- ・ 老朽船の代替建造を通じ内航海運の効率化、環境負荷低減等に寄与
- ・ 幅広い関連業界への経済波及効果を通じて中小企業の景気回復に寄与

(4) 運輸事業振興助成交付金制度の継続（軽油引取税）

【運輸事業振興助成交付金制度】

昭和51年度税制改正により軽油引取税の税率が引き上げられた際、課税技術上営業用と自家用の格差の設定が困難であったことから、営業用トラック・バスの輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等を図るため、所定額を都道府県から都道府県トラック協会・バス協会等に交付し、国が地方交付税による財源措置を講ずることとした制度。

主な用途

適正化対策
(適正取引推進、過積載・過労運転防止)

- ★貨物自動車運送事業適正化対策
- 年間巡回事業所数：約3万2千箇所
その他パトロールを実施

安全対策(交通事故防止)

- 運転者の交通安全教育研修
- トラックステーション維持・管理
- 事故対策機器導入助成
(ドライブレコーダー等)

環境対策(地球温暖化・大気汚染)

- NOx・PM法車両代替融資に係る
利子補給
- 低公害車導入助成
- 省エネ機器導入助成 (EMS等)

要望

軽油引取税の実質的な営自格差を維持し、中小トラック事業者の適正化対策、安全対策、環境対策等を的確に推進するため、トラック事業者のみならずドライバー等も強く要望している運輸事業振興助成交付金制度の継続が必要である。

【結 果】

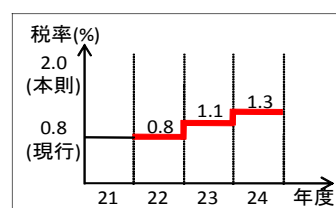
軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続する。

(5) Jリート及びSPCに係る登録免許税の特例措置の延長（登録免許税）

不動産証券化を推進し、地域経済の活性化、優良な都市ストックの形成・維持及び資産デフレの防止を図るため、Jリート・SPCが不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる不動産から倉庫及びその敷地を除外するとともに、所有権の移転登記の軽減税率（現行1000分の8）にあつては、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を3年（質権又は抵当権の移転登記にあつては1年）延長する。

○登録免許税の税率

- 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 1000分の8
- 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 1000分の11
- 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 1000分の13



<政策の目標>

不動産証券化実績総額※ 45兆円（H20年度）→ 66兆円（H23年度）

※H9年度以降にJリートや特定目的会社等が証券化した不動産資産額の累計総額

Ⅲ 低炭素社会の構築 省エネ・グリーン化の推進

(1) 自動車グリーン税制の延長及び拡充（自動車重量税、自動車税、自動車取得税）

1. 環境負荷の小さい自動車等に係る税率の特例措置の拡充及び延長（自動車税のグリーン化）

【自動車税の軽課】

- ・ ☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成を達成するガソリン乗用車等
.....自動車税を概ね50%軽課
- ・ 電気自動車(燃料電池自動車を含む)、一定の排出ガス性能(☆☆☆☆車又は重量車☆車)を満たすCNG自動車、プラグインハイブリッド車
.....自動車税を概ね50%軽課

【自動車税の重課】

- ・ 車齢11年超のディーゼル車、車齢13年超のガソリン車又はLPG車
(ただし、低公害車、一般乗合バス等を除く)自動車税を概ね10%重課

＜制度期間＞ 2年間（平成22～23年度）

＜排出ガス性能＞

- ☆☆☆☆車：平成17年排出ガス基準値より、有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車
- 重量車☆車：平成17年排出ガス基準値より、NOx又はPMを10%以上低減させた低排出ガス車

【低排出ガス車認定制度】

国土交通大臣が「低排出ガス車認定実施要領」に基づき、排出ガス低減性能に関し評価を行った上で、認定を行う制度。平成17年排出ガス基準からの有害物質の低減レベルに応じ、ステッカーを貼付。



＜燃費性能＞

- 燃費基準+25%達成車：平成22年度燃費基準より25%以上燃費性能の良い自動車

【自動車の燃費性能に関する公表制度】

国土交通大臣が「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」に基づき、省エネ法に基づく平成22年度燃費基準の達成レベル(燃費性能)を評価した上で、公表する制度。この性能に応じ、ステッカーを貼付。



2. 低燃費かつ低排出ガス車に係る課税標準の特例措置の延長

(対象) 以下の基準を満たすものの新車購入時以外の場合

(燃費性能)	燃費基準+15%達成車	燃費基準+25%達成車
(排出ガス性能)		
☆☆☆☆車	取得価格から15万円控除	取得価格から30万円控除

＜制度期間＞ 2年間（平成22～23年度）

3. 小型トラック等についてエコカー減税の対象への追加 (自動車重量税、自動車取得税)

(対象) 車両総重量2.5tを超え3.5t以下のトラック・バス等のうち、以下の基準を満たすもの

	ポスト新長期規制に適合したディーゼル車	☆☆☆☆車を満たすガソリン車	☆☆☆車を満たすガソリン車
平成27年度燃費基準達成車	<自動車重量税> 75%軽減 <自動車取得税> ・新車購入時 75%軽減 ・新車購入時以外 1.0%軽減	<自動車取得税> ・新車購入時 75%軽減 ・新車購入時以外 30万円控除	<自動車重量税> 50%軽減 <自動車取得税> ・新車購入時 50%軽減 ・新車購入時以外 15万円控除

<制度期間> 2年間(平成22～23年度)

<排出ガス性能>

- ☆☆☆車：平成17年排出ガス基準値より、有害物質を50%以上低減させた低排出ガス車
- ポスト新長期規制適合車：
平成21年10月以降に順次導入される世界最高水準の排出ガス規制(いわゆる「ポスト新長期規制」)に適合する自動車であり、NOx・PMとも現行規制適合車に比べ大幅に低減される環境性能に優れたディーゼル車)

<燃費性能>

- 平成27年度燃費基準達成車：平成27年度を目標年度とする燃費基準を満たす自動車



4. 最新排出ガス規制適合ディーゼル車に係る税率の特例措置の延長

(対象) 以下の基準を満たすものの新車購入時以外の場合

	ディーゼル乗用車 (クリーンディーゼル乗用車)	車両総重量3.5t超の平成27年度燃費基準を達成したディーゼルトラック・バス等
ポスト新長期規制適合車	0.5%軽減	1.0%軽減 (但し、車両総重量3.5tを超え12t以下のものについては平成22.9.30までは2.0%軽減)

<制度期間> クリーンディーゼル乗用車：平成22年8月31日まで
 車両総重量3.5tを超え12t以下のディーゼルトラック・バス等：平成23年8月31日まで
 車両総重量12t超のディーゼルトラック・バス等：平成22年8月31日まで

<政策目標>

自動車単体対策としてのCO₂削減量

: 1,528万t(H19年度) → 2,470万t～2,550万t(H22年度)

自動車NOx・PM法に基づく対策地域内における大気環境基準の達成割合：

69.3%(H14年度 NO₂)、24.7%(H14年度 SPM) → 概ね達成(H22年度)等

(2) 住宅に係る省エネ改修促進税制の延長（固定資産税）

地球温暖化防止に向けてCO2排出量の削減を図るため、既存住宅の省エネ性能の向上を推進する必要があることから、一定の省エネ改修工事を行った場合の特例措置について、適用期限を3年延長する。併せて、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していく。

○固定資産税：120㎡相当部分につき、翌年度分1／3減額

＜対象となる省エネ改修工事＞

①窓の改修工事、又は①と合わせて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事で、改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合することになるもの。

【主な省エネ改修工事】



窓の二重サッシ化



窓の複層ガラス化



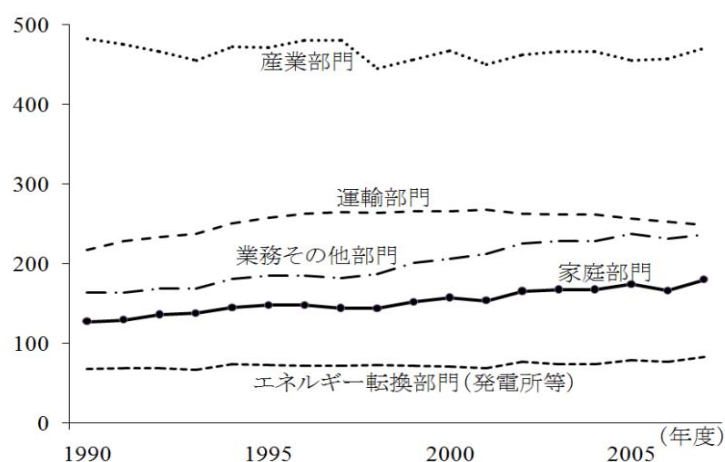
床の断熱工事



壁の断熱工事

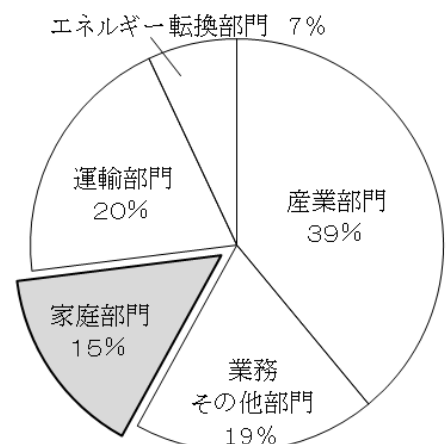
【エネルギー起源CO2の部門別排出状況】

(百万トンCO2)



※2007年現在 全部門 15.2%増
家庭部門 41.7%増 (1990年比)

【CO2排出量部門別構成比】



出展：環境省報道発表資料

＜政策の目標＞

窓が断熱化された住宅ストックの比率 18% (H15) → 40% (H27)

(3) 鉄道貨物輸送の効率化のための設備等に係る特例措置の延長 (固定資産税)

1. 鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る特例措置の延長 (固定資産税)

鉄道貨物輸送の効率化を図り、モーダルシフト施策を促進するため、JR貨物が取得する大量牽引・高速走行が可能な機関車及び大量積載・高速走行が可能なコンテナ貨車に係る特例措置について、課税標準を5分の3 (現行2分の1) としたうえ、その適用期限を2年延長する。

○固定資産税：課税標準 5年間 3/5

<政策の目標>

トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンキロ数：16億トンキロ (H20年度) → 32億トンキロ (H22年度)

2. 鉄道貨物輸送の効率化のために第三セクターから借り受ける鉄道施設に係る特例措置の延長 (固定資産税)

鉄道貨物輸送の効率化を図り、モーダルシフト施策を促進するため、コンテナホーム等、第三セクターが整備し、JR貨物が借り受ける鉄道施設に係る特例措置について、課税標準を2分の1 (現行最初の5年間3分の1、その後の5年間3分の2) としたうえ、その適用期限を2年延長する。

○固定資産税：課税標準 10年間 1/2

<政策の目標>

トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンキロ数：16億トンキロ (H20年度) → 32億トンキロ (H22年度)



IV 国民の安全・安心の確保

1 地震対策等の推進

鉄道駅の耐震補強工事に係る特例措置の延長（固定資産税）

駅における耐震補強の整備を促進し、駅利用者の安全の向上を図るとともに、発災時における駅の緊急応急活動拠点機能を確保するため、国の補助金を受けて緊急に実施する駅の耐震補強工事に係る特例措置の適用期限を1年延長する。

○固定資産税：課税標準 5年間2／3に軽減

<政策の目標>

主要な駅で耐震化が未実施である駅数：156駅(H20年度)→0駅(H22年度)

地震時に駅が果たす役割

■ 応急対応の拠点 ■

〔帰宅困難者対応〕
〔駅前での応急対応〕

■ 緊急人員輸送の拠点 ■

〔交通結節点〕
〔復旧時の輸送〕

耐震補強工事のイメージ



2 水害・土砂災害対策の推進

(1) 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特例措置の延長（固定資産税）

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の3分の2（現行2分の1）としたうえ、その適用期限を2年間延長する。



〈雨水貯留浸透施設の例〉

＜政策の目標＞

中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数
約525万戸（H19年度）→ 約235万戸（H24年度）

(2) 高規格堤防整備に伴う建替家屋に係る特例措置の延長（不動産取得税）

高規格堤防の整備に伴い家屋の移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に従前の土地の上に家屋を取得した場合に、不動産取得税の課税標準から従前の家屋の価格を控除する特例措置を2年延長する。

＜政策の目標＞

洪水による氾濫から守られる区域の割合
61%（H20年度）→ 63%（H23年度）

